

令和2年厚岸町議会第3回定例会会議録		
招 集 期 日	令和2年 9月9日	
招 集 場 所	厚 岸 町 議 場	
開 閉 日 時	開 会	令和2年 9月11日 午前10時00分
	延 会	令和2年 9月11日 午後 2時36分

1. 出席議員並びに欠席議員

議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×	議席 番号	氏 名	出席○ 欠席×
1	竹 田 敏 夫	○	8		
2	石 澤 由 紀 子	○	9	桂 川 実	○
3	室 崎 正 之	○	10	大 野 利 春	○
4	音 喜 多 政 東	○	11	中 川 孝 之	○
5	南 谷 健	○	12	中 屋 敦	○
6	佐 藤 淳 一	○	13	堀 守	○
7	杉 田 尚 美	○			
以上の結果 出席議員 12名 欠席議員 0名					

1. 議場に出席した事務局職員

事 務 局 長	議 事 係 長	
板 屋 英 志	佐 藤 貴 紀	

1. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名

職名	氏名	職名	氏名
町長	若狭 靖	教育長	酒井 裕之
副町長	會田 周二	教委管理課長	真里谷 隆
総務課長	石塚 徹	教委指導室長	廣瀬 巧
総合政策課長	三浦 克宏	教委生涯 学習課長	早川 知記
危機対策室長	田崎 清克		
税務課長	四戸岸 毅	教委スポーツ 課長	高橋 俊彦
町民課長	布施 英治		
保健福祉課長	亀井 泰	監査委員	黒田 庄司
環境林務課長	鈴木 康史	監査事務局長	澤田 達利
水産農政課長	川越 一寿	農委事務局長	堀部 誠
観光商工課長	尾張 清一		
建設課長	渡部 貴志		
病院事務長	星川 雅美		
水道課長	高瀬 順一		
会計管理者	高橋 政一		

1. 会議録署名議員

2番	石澤 由紀子		
3番	室崎 正之		

1. 会 期

9月9日から 9月11日までの3日間 (休会日なし)

厚岸町議会第3回定例会議事日程

(2.9.11)

日程	議案番号	件名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第103号	厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
第3	議案第104号	厚岸町空家等対策の推進に関する条例の制定について
第4	議案第80号	令和2年度厚岸町一般会計補正予算
	議案第81号	令和2年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算
	議案第82号	令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算
	議案第83号	令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算
	議案第84号	令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算
	議案第85号	令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算
	議案第86号	令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算
	議案第87号	令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算
	議案第88号	令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算
第5	議案第105号	工事請負契約の締結について
第6	議案第106号	工事請負契約の締結について
第7	意見書案第2号	林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
第8	意見書案第3号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書
第9	意見書案第4号	国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書
第10		各委員会閉会中の継続調査申出書

厚岸町議会 第3回定例会

令和2年9月11日

午前10時00分開会

- 議長（堀議員） ただいまから、令和2年厚岸町議会第3回定例会を続会いたします。

- 議長（堀議員） 直ちに、本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

- 議長（堀議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、2番、石澤議員、3番、室崎議員を指名いたします。

- 議長（堀議員） 日程第2、議案第103号 厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま、上程いただきました、議案第103号「厚岸町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について」その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。
このたびの条例の改正は、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正によるもので、令和元年内閣府令第7号による、代替保育に係る連携施設の確保業務の緩和、特定地域型保育事業者等に義務づけられている連携施設の確保について、その経過措置を5年から10年に延長すること、連携施設の確保が著しく困難な場合の連携施設の確保義務を緩和し、連携協力を行うものの適正な確保を義務づけること、満3歳児以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業所については連携施設の確保を不要とすることに関する規定の整備、令和元年内閣府令第8号による、国の幼児教育・保育の無償化に伴う食事の提供に要する費用の取扱いの変更、用語や略称の整理に関する規定の整備、令和2年内閣府令第33号による、家庭的保育事業者等の連携施設の確保義務を緩和し、利用調整等の対応策により、卒園後も引き続き教育・保育を受けられる場合は、連携施設の確保を不要とすることに関する規定の整備、さらに、令和2年法律第41号のいわゆる第10次地方分権一括法により子ども・子育て支援法が改正されたことに伴い、引用している法令名及び条番号の改正その他必要な規定の整備を行うものであります。
改正内容の説明につきましては、別に配付しております「議案第103号説明資料の新

旧対照表」により行わせていただきます。

新旧対照表をご覧ください。1 ページをお開きください。

第2条はの改正は、子ども・子育て支援法の改正に伴うもので、第9号は「支給認定」を「教育・保育給付認定」に、第10号は「支給認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」に、第11号は「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」に、それぞれ用語を改め、以後改正案の号番号で申し上げさせていただきますが、第12号から第16号までは、2 ページにわたり、子ども・子育て支援法施行令の規定を引用し「満3歳以上教育・保育給付認定子ども」、「特定満3歳以上保育認定子ども」、「満3歳未満保育認定子ども」、「市町村民税所得割合算額」、「負担額算定基準子ども」の定義すべき用語を追加し、第17号は用語の追加に伴う号の繰り下げ、第18号は号の繰り下げと「支給認定の有効期間」を「教育・保育給付認定の有効期間」に用語を改め、第19号は号の繰り下げと子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用条番号を「法第14条第1項」から「法第7条第10項第5号」に改め、第20号及び第21号は号の繰り下げ、第22号は第10号の改正に伴う用語の改正と字句の整理、第23号は子ども・子育て支援法の改正で、引用条番号が1項繰り上がったことにより、「法第43条第3項」を「法第43条第2項」に改め、第24号から第29号までは、用語の追加に伴う号の繰り下げでございます。

第3条の改正は、幼児教育・保育の無償化の実施に当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置づける改正でございます。

3 ページをご覧ください。

第5条の改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正及び第20条第5項の改正において、運営規程に定めるべき保護者から支払を受ける費用を第13条の規程によるものと明確化する改正に伴い、第20条第5号の規程と整合性を図るための改正でございます。

第6条の改正は、4 ページにわたり、第2条第9号、第10号及び第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第7条の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正及び児童福祉法第24条第3項の規定を適用する場合に、同法附則第73条第1項の規定により読替えて適用する場合を含むという規程を、第40条第2項及び新たに追加する第42条第4項第1号についても同様とすることを第7条で規程するための字句の追加でございます。

第8条の改正は、第2条第9号から第11号まで及び第18号の定義すべき用語の改正に伴う等の字句の改正と保育必要量を括弧書きで追加する改正でございます。

第9号から5 ページにわたり第11号の改正は、第2条第9号、第10号、第11号及び第13号の定義すべき用語の改正に伴う等の字句の改正でございます。

第13条第1項及び第2項の改正は、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読替えは全て第35条と第36条において定めることに伴い字句を削る改正及び無償化の実施に伴い、利用者負担額を支払う保護者の範囲を満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限定する改正のほか第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第13条第3項の改正は、6 ページにわたり、第2条第10号の定義すべき用語の改正に

伴う字句の改正、第4項の改正は、7ページにわたり、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正ほか、食事の提供に要する費用の取扱いを変更する改正で、第3号に運営基準上、特定教育・保育施設が利用者負担額とは別に保護者から支払いを受けることができる食事の提供に要する費用の範囲が、特定教育・保育給付認定保護者の市町村民税所得割合算額が一定以上、3歳児以上の子どもの主食費・副食費とする規定をア、イ、ウとして追加する改正、第5項及び第6項の改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第14条の改正は、施設型給付費等に含まれていた特定施設型給付費に関する規定を第35条及び第36条に規定することに伴う改正で、第1項の改正は、特別利用保育、特別利用教育を提供する場合の基準の読替えは全て第35条、第36条において定めること及び第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第2項については、第50条の読替え規定の整備に伴う字句の改正及び第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第16条から8ページにわたり第19条までの改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第20条各号列記以外の部分の改正は、字句の整理、第5号の改正は運営規程に定めるべき費用の範囲を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払いを受ける費用」として明確化する改正でございます。

第21条から9ページにわたり第28条までは、第2条第10号及び第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

10ページをお開きください。

第29条第1項の改正は、教育・保育施設及び地域型保育の定義については、子ども・子育て支援法第7条に定義されている用語であるため、第29条の規定から括弧書きによる定義を削る改正であります。

第30条の改正は、第2条第10号及び第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第32条第1項の改正は字句の整理、第2項及び11ページにわたり第4項の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第34条第2項各号列記以外の部分の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う等の字句の改正、第2号から第5号までの改正は、基準府令の改正に合わせた字句の改正で、実質的な内容を変更するものではありません。

第35条第1項及び第2項の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第3項の改正は、12ページにわたり、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項で定められていた特別利用保育を提供する場合の基準の読替えを本項に規程するとともに、第13条第4項第3号に新たに追加する食事の提供に要する費用の負担範囲に関する規程についての読替規定を追加するための改正でございます。

第36条第1項及び第2項の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第3項の改正は、13ページにわたり、第13条第1項及び第2項並びに第14条第1項で定められていた特別利用教育を提供する場合の基準の読替えを本項に規定するとともに、第13条第4項第3号の改正に伴う読替規定の整理と、同号に新たに追加する食

事の提供に要する費用の負担範囲に関する規定についての読替規定を追加するための改正でございます。

第37条第1項の改正は、基準府令の改正に合わせた字句の整理、子ども・子育て支援法の改正により地域型保育給付費を支給するに当たり、町外の事業所についての確認が不要となったことに伴い、引用法令を省令から町の条例に改正するほか、第42条に加える規定において本条と同じ意味で「小規模保育事業A型」、「小規模保育事業B型」の用語を用いることから、これらの用語の定義が第42条にも及ぶようにするための改正、第2項の改正は第1項と同様に引用法令を省令から町の条例に改正し、それに伴い字句の整理をする改正であります。

14ページをお開きください。

第38条の改正は、第42条の改正で「連携施設」以外の連携協力を行う者についても定められることから、同条第1項に規定する「連携施設」に限定して引用するための改正と、連携施設と連携協力との関係を明示するための改正及び重要事項説明書に記載すべき「費用」の範囲を明確化するための改正でございます。

第39条第1項の改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第2項の改正は、特定地域型保育事業が原則いわゆる3号認定子どものみを対象にしているため、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正及び第2条第9号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第3項の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第4項の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正及び第42条第1項に規定する「連携施設」に限定して引用するための改正でございます。

第40条の改正は、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正及び読替えに係る規定を第7条第1項に規定したことに伴い字句を削る改正でございます。

15ページをお開きください。

第41条の改正は、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正でございます。

第42条第1項本文の改正は、第1項のあとに4項を追加することに伴う字句の追加、第1号の改正は、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正、第2号の改正は、第1項のあとに4項を追加することに伴う字句の追加、第3号の改正は、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正及び第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

新たに追加する第2項及び第3項は、16ページにわたり、特定地域型保育事業者による代替保育を提供する連携施設の確保に関する緩和規定の追加で、連携施設の確保が著しく困難で、特定地域型保育事業者と代替保育を提供する者との間で役割分担や責任の所在が明確化され、代替保育を提供する者の本来の業務に支障が生じない場合は、代替保育を提供する場所により、小規模保育事業または事業所内保育事業を行う者または小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市町村が認める者を確保することで、連携施設を確保することに代えることができるとするものでございます。

新たに追加する第4項は、地域型保育事業所を卒園後、3歳以上の児童が引き続き教育・保育の提供を受けることができる場合や連携施設の確保が著しく困難な場合は連携施設の確保を不要とする規定の追加でございます。

新たに追加する第5項は、連携施設の確保が著しく困難な場合は、町長が適当と認める企業主導型保育所を行う施設や地方自治体が運営費支援等を行っている認可外保育施設を、連携協力を行う施設として確保とする規定の追加でございます。

改正案の第6項は、現行の第2項について、子ども・子育て支援法の改正に伴い、引用法令を省令から条例に改正し項を繰り下げ、17ページで、改正案の第7項は、現行の第3項について、利用定員が20人以上の事業所内保育事業を「保育所型事業所内保育事業」とする略称規定を追加し項を繰り下げ、新たに追加する第8項は、満3歳以上の子どもを受け入れている保育所型事業所内保育事業について、規模や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であり、3歳から5歳児を受け入れている場合は、卒園後の受皿の提供を行う連携施設の確保を不要とする規定の追加、改正案の第9項は、現行の第4項について、項の繰り下げ及び定義すべき用語の追加に伴う字句の改正でございます。

第43条第1項及び第2項の改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正及び特別利用地域型保育、特定利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを全て第51条と第52条において定めることに伴い字句を削る改正、18ページで、第3項から第6項までの改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正でございます。

第46条各号列記以外の部分の改正は字句の整理で、第5号の改正は、運営規程に定めるべき費用の範囲の明確化に伴う字句の改正でございます。

第47条第1項及び第2項の改正は、19ページにわたり、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正でございます。

第49条第2項各号列記以外の部分の改正は、定義すべき用語の追加に伴う字句の改正等、同項第2号から第5号までの改正は、基準府令の改正に合わせた字句の改正で、実質的な内容を変更するものではありません。

第50条の改正は、20ページにわたり、第2条の定義すべき用語の改正及び第14条に規定していた読替規定を削る改正に伴い、読替える字句の整理をする改正でございます。

第51条第1項の改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第2項の改正は、第2条第10号の定義すべき用語の改正及び定義すべき用語の追加に伴う字句の改正、第3項の改正は、21ページにわたり第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを本項で定めるとともに、読替えでは対応し難い読替えについて明文の読替規定を整理するための改正でございます。

第52条第1項及び第2項の改正は、第2条第11号の定義すべき用語の改正に伴う字句の改正、第3項の改正は、第43条第1項及び第2項で定められていた特別利用地域型保育を提供する場合の基準の読替えを本項で定めるとともに、読替えでは対応し難い読替えについて名文の読替規定を整理するための改正でございます。

22ページをお開きください。

附則第2項第1項の改正は、第13条の改正に伴い同条の読替規定を整理する改正でございます。

附則第3条は、23ページにわたり、幼児教育保育の無償化により、第13条第1項、第43条第1項の規定により利用者負担額を支払うべき保護者の範囲から1号認定子どもに係る保護者が除かれ、「利用者負担額」の根拠規定に関する読替えが不要になるため、

削除するものでございます。

附則第5条の改正は、第42条第8項により連携施設の確保義務が既に免除される保育所型事業所内保育事業所を対象から除くための字句の追加及び連携施設を確保しないことができる経過措置を10年に延長するための字句の改正でございます。

議案書の68ページへお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、公布の日から施行するものでございます。

なお、今般の改正による影響であります。令和元年内閣府令第7号及び令和2年内閣府令第33号関係の改正については、それぞれ公布の日から施行されておりますが、特定地域型事業者がいる場合に該当する規定であり、当町には該当事業者はおりません。

また、令和元年内閣府令第8号の改正につきましては、当町では3歳未満も含め保育料を無償化しているため、他市町村から依頼を受けて町の保育所に入所させる場合のいわゆる広域入所に係る利用者負担が該当するものであり、さらにこの府令は令和元年10月1日から施行されておりますが、施行の際の経過措置として、「府令の施行の日から起算して1年を超えない期間内において、この府令による改正後の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準に従い、または参酌して定める子ども・子育て支援法第34条第2項または第46条第2項に規定する市町村の条例が制定施行されるまでの間は、新運営基準は、当該市町村の条例で定める基準とみなす」とされております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

3番、室崎議員。

●室崎議員 税法とこういう福祉関係の法律というのは、規定というのは、引用がものすごく多くて、読んでもよくわからないのです。それで、今の説明をお聞きして、まとめというか、それで単純にお聞きしたいのですが。いろいろな手当もあって、それから厚岸町は無償化を進めているということもあって、現在この条例が施行されても、特に変化を及ぼすところはないと、厚岸町では、というふうに考えておけばよろしいのですか。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） 議員おっしゃるとおりでございます。法律上は保育料の無償化につきましては、一部所得の部分が、一部無償化になるというふうになっておりますが、厚岸町では既に昨年10月から独自に施行しておりますので、影響を及ぼすものではないかと存じます。

●議長（堀議員） 他に質疑。

5番、南谷議員。

●南谷議員 今回の改正です。もう既に厚岸町は昨年の10月から実施しているということは、町長の英断で子どもの子育て支援を立派に町として積極的に取り組んできた結果だと思います。遅れて今回国の法改正が実施された。そうしますと、うちは当初予算ベースでも、去年から実施しているわけですから、減額補正も何もしなくてもいいわけ、その辺はどうなるのですか。当初予算ベースで去年からうちは負担をしますという部分については財源的にどうなのかなという、これについてまずお尋ねをさせていただきます。

●議長(堀議員) 保健福祉課長。

●保健福祉課長(亀井課長) お答えさせていただきます。

予算には影響するものはございません。ただ、しかしながら付け加えさせていただきますと、今回の補正予算で提案させていただいておりますが、当初予算と現状における見込みでの補正ということはさせていただく予定としております。

以上です。

●議長(堀議員) 5番、南谷議員。

●南谷議員 もう1点だけお聞きしたいのですけれども、先行して進めてきたと。所管する課として町民の皆さんに町は先に取り組んできたわけですね。助成を。それを実際に所管した課として、どのように評価されているのかお伺いをさせていただきます。

●議長(堀議員) 保健福祉課長。

●保健福祉課長(亀井課長) お答えさせていただきます。

この無償化によりまして、町民からは大変喜ばれているものと私としては感じております。さらに予算の見込みですけれども、当初と現状とというところでは、入所されている児童が増加しているというところもございましての補正というふうになっております。

●議長(堀議員) 他に質疑ございますか。

(なし)

●議長(堀議員) なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（堀議員） 日程第3、議案第104号 厚岸町空家等対策の推進に関する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総合政策課長。

- 総合政策課長（三浦課長） ただいま上程いただきました、議案第104号 厚岸町空家等対策の推進に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明申し上げます。

厚岸町におけるこれまでの空家等対策については、建築物の安全対策などの観点から、その個別の目的に応じて、建築基準法をはじめとする各種法令に基づく所要の措置を実施することを基本として、その対策を講じてきたところであります。

また、空家等の問題は、建築物の問題にとどまらず、公衆衛生や景観など、多岐にわたるものであることから、これらの問題を総合的に解決するため、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が議員立法により制定され、平成27年5月26日に全面施行されたことに伴い、それ以降、全ての市町村において、同法に基づく措置の適用が可能となっていることから、厚岸町においても、必要に応じてその措置を実施することを基本としてきたところであります。

しかし、近年、町内においても、適切な管理が行われていない空家等が周辺的生活環境等に悪影響を及ぼす状況が発生し始めており、これまでの建築基準法をはじめとする各種法令に基づく所要の措置や「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づく全国一律の画一的な措置の適用のみでは、今後、対策が不十分となることが想定されるところであります。

このことから、厚岸町においては、「空家等対策の推進に関する特別措置法」を所与としつつ、同法を本町で的確に実施することに加え、本町の実情に応じた独自の規定を通じて、将来にわたって空家等に関する対策を推進するため、本条例を制定しようとするものであります。

議案書69ページをお開き願います。議案に沿ってご説明申し上げます。

はじめに、「厚岸町空家等対策の推進に関する条例」という題名であります。

法の制定以前に、独自に条例を制定していた市町村では、「空家等の適正管理に関する条例」という名称が多く用いられておりましたが、その後、制定された法の名称は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」とされ、その内容も、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進しようとするものであります。このことから、厚岸町においても、本条例の制定により、空家等の適正管理にとどまらず、特定空家等を含めた空家等全般に関する、総合的かつ計画的な対策を将来にわたって推進する姿勢を明らかにするためその名称を「厚岸町空家等対策の推進に関する条例」とするものであります。

第1条は、目的であります。

この条例は、「空家等対策の推進に関する特別措置法」に定めるもののほか、町の空家等に関する対策の推進に関して必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体または財産を保護するとともに、その良好な生活環境の保全を図り、もって安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とするものであります。

第2条は、定義であります。

この条例における「空家等」と「特定空家等」の意義を定めるものであります。

第3条は、所有者等の責務であります。

法第3条では、所有者の責務を「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、空家等の適切な管理に努めるものとする。」と規定されているものを、条例では、「周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において当該空家等の適切な管理に努めなければならない。」と規定し、法と同様の努力義務でありながらも、空家等に関する対策の推進に関して、第一義的な責務を担う所有者等に対する責務を強調した表現で課すものであります。

第4条は、町の責務であります。

法第4条において例示規定されているもののうち、町が実施するものを定めるものであります。

第5条は、町民等による情報提供であります。

次ページにわたり、空家等に関する対策を行政のみならず、町民、地域・団体等が協力して推進できるよう、町民等の情報提供を定めるものであります。

第6条は、実態調査であります。

法第9条に規定する立入調査等のうち、同条第1項に基づき行うことができる調査について定めるものであります。なお、この調査は、法第9条第2項以下で定める調査とは異なり、調査の相手方に対する強制力のない調査であり、調査の相手方が任意に応じる限り、空家等の実態把握のために広範な調査が可能なものであります。

第7条は、立入調査であります。

法第9条に規定する立入調査等のうち、同条第2項以下で規定する調査を定めるものであります。なお、この調査は、条例第6条で定める「実態調査」とは異なり、「特定空家等に対する措置に必要な限度において」可能な立入調査であり、同調査の拒否に対しては、法第16条第2項において罰則規定が定められているものであります。

第8条は、空家等の所有者等に関する情報の利用等であります。

法第10条に規定する空家等の所有者等に関する情報の利用等について定めるものであります。具体的には、固定資産税課税情報のほか、不動産登記簿情報や住民業情報、戸籍謄本、水道閉栓情報などを内部利用することができることなどを定めるものであります。

第9条は、助言または指導であります。

空家等の所有者等に対する助言または指導について定めるものであります。法では、特定空家等以外の空家等については、特段の措置を規定していませんが、空家等の所有者等の自発的な管理を促すために定めるものであります。

次ページ、第10条は、協議会であります。

法第7条に規定する協議会について定めるものであり、町の附属機関としての設置や構成員のほか、その委員の任期等について定めるものであります。なお、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることを規定するものであります。

第11条は、特定空家等に対する措置であります。

法第14条に規定する特定空家等に対する措置について定めるものであり、具体的には、「助言または指導」「勧告」「命令」「代執行」について定めるものであります。

第12条は、緊急安全措置であります。

次ページにわたり、特定空家等が人の生命、身体または財産に重大な損害が及ぼす等の、危険な状態を回避するため、緊急的な安全措置を講ずる必要がある場合に、必要な最小限度の即時執行を定めるものであります。なお、この措置は、法に規定がないものであり、町の独自規定であります。

第13条は、軽微な措置であります。

空家等について、周辺的生活環境の保全を図る上での支障を除去し、または軽減することができると思われる場合であって、当該空家等の所有者等が当該措置を行うことができないと認めるときに限り、町の執行権として定めるものであります。なお、この措置も、条例第12条で定める「緊急安全措置」と同様に、法に規定がないものであり、町の独自規定であります。

第14条は、委任規定であります。

この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定めるとするものであります。具体的には、第10条の協議会の組織及び運営に関し必要な事項のほか、第11条の特定空家等に対する措置等の手続の詳細及び様式等について、規則で定めようとするものであります。

附則であります。

この条例は、公布の日から施行するものであります。

また、参考資料として、「空家等対策の推進に関する特別措置法」、「行政代執行法」及び「本条例施行規則（案）」を配付してございますので、ご参照ください。

以上、大変簡単な説明でございますが、提案理由と条例案の内容の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご承認くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

6番、佐藤議員。

●佐藤議員 10条の協議会の関係で、一つ、二つお伺いさせていただきます。

参考の委員は法第7条第2項に規定するもののうちから町長が委嘱するということになっていますが、この法7条の2項で規定するものというのはどういう方なのでしょうか。

それから6番目の、この条例が可決された後に、この10条でいう協議会が設置されるということになるのだらうと思えますけれども、この条例の中では協議会の設置を10条でうたっているのですが、協議会のこの組織はどんなことを協議されるのでしょうか。そして、その内容に関して、この条例に定める事項にある程度の強制力というのか、そ

ういう諮問とか何とか、そういうものが含まれるのかどうか。その点二つほどお聞きしたいと思います。

●議長(堀議員) 総合政策課長。

●総合政策課長(三浦課長) お答えいたします。

まず、1点目の法第7条の2項に規定する町長が委嘱する関係であります。こちらのほう、まずこの法第7条第2項では協議会は市町村長のほうから地域住民、市町村の議会の議員、法務、不動産、建築、福祉、文化等に関する学識経験者、その他市町村が必要と認める者で構成するというふうになっています。

今、私たち考えている協議会の委員としては、やはりこちらのほう、厚岸町の空家、これ全域に及びます。そういった中では、私たちも今この協議会で想定する委員であります。この条例にも10人以内で組織するというふうにさせていただいております。

まだ確定ではちょっとありませんが、私たちの今想定しているメンバーというか、要はこういう学識経験者でいろいろとご意見いただきたい方は、想定しているメンバーをちょっとご紹介させていただければと思います。

今、想定しているのが、例えば不動産鑑定士、土地家屋調査士または福祉関係者、例えば社会福祉協議会だとか、そういうところでありまして。あとは、やはり建物が全域に及びますと、やはり自治会の関係者にも入っていただければと想定をしております。あと民生委員だとか消防職員または建設業協会、商工会、観光協会または防犯上で厚岸警察署というものも想定しているというところでありまして。

この協議会でどういった内容を話し合っていくかということでありまして、こちらのほう今、こちらの案でありまして、厚岸町空家等対策の推進に関する条例の施行規則のほうで4条のほうで協議会の内容を確認させていただいております。これも法に基づくものであります。今一つがまずは空家等の対策の計画、こちらを私たちがこの条例が可決いただきますと、まず厚岸町で連絡、この会議は庁舎内の体制があります。そちらのほうでまずは空家、そして特定空家、今、こちらのほうは業者を通じまして、全域で調査を行っております。その調査に基づいて、こちらのほうで所有者の氏名、これは情報をいただけるよう情報利用の等ということで第8条にも出しておりますが、これ法に基づいてあります。いろいろと固定資産税だとか、そういう住基の情報をういながら、所有者を特定していきたいと思っております。そして、それが全部揃った段階で、まずは町内で連絡会議を開きながら、特定空家、そして空家と分けて、そして実際にそうなりますとどうやって進めていくかと、計画をまずは庁舎内でまずは計画の案を練って、この協議会のほうに協議をしていただくということで、こちらのほうの空家等の対策計画の策定変更と。要は案をういながら、この協議会でもご指導いただきながら計画の策定をするということでありまして。

それと、特定空家の認定ということで、今その調査に基づいて空家、そして特定空家となりまして、その特定空家は本当に特定空家かどうか、そういうものもこの協議会のほうでご指導いただくということになります。

それともう一つが、こちらのほう特定空家に対する措置の関係であります。この空家

をどうしていくのだということがあります。そういった中では、この順番も助言指導だとかいろいろ順番にやっていかなければなりません。そういった中の特定空家の措置に関しても、この協議会のほうでご指導いただくという部分になります。

それと、その他空家に関しての推進に関して町長が必要と認めるということで、それ以外のものが、案件が出てくれば、やはり協議会のほうでもいろいろと出しまして、協議会のほうのご意見いただきながら、この空家対策を進めていくということでありませ

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

3番、室崎議員。

●室崎議員 1番最初に何でこの条例をつくるかということの説明がありました。そのときに、これ特別措置法ができていてのだけれども、全国一律のものでは足りないの、地域の実情に応じたものについて、敢えて条例をつくっていくのだという話でした。いわゆる法に対する横出しとか上澄みとか言われるものを厚岸町が条例で行うということですよ。

それで、それは9条の助言・指導、それから12条の緊急安全措置というところをおっしゃっているのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

議員おっしゃるとおりでございます。そういった中で、まずはこちらの空家等対策推進に関する特別措置法、こちらのほうが制定になりまして、27年全面施行されております。そういった中では5年も経って今この条例を提案したという部分では陳謝しなければならないと思っております。そういった中では、この措置法だけではやはりその地域の実情に応じた対策ができないということで、これが先ほど議員おっしゃったように、ここの部分を厚岸町の独自規定ということで設けさせていただいているというところでございます。

●議長（堀議員） 3番、室崎議員。

●室崎議員 特定空家がこういうもので、空家がこういうものであるというような定義なんか一般町民はわかりません。ただ、非常に人が住まなくなって、手も掛けなくなって、ぼろぼろになっている建物が、ときどき大風吹いたりすると、トタンが飛んでしまうのではないかというふうに心配しているような建物が幾つか見られますよね。

それで、前に、相当前になのですが、自治会に、あなたの自治会の中にそういう、うんとひどくないのも入れて結構だけれども、空家がどのくらいあるかという実態を教えてくださいという話がありました。私どものところでも手分けしてそういう話を取りました。表通りから見えないけれども裏のほうにあっていたりすると、そこの近くの人しかわか

りませんから。

それで、相当詳細な報告出した記憶があるのですが、その後それに対して、ああやった、こうやったという話は聞こえてこないのです。今回、こういう条例をつくってもまた同じようなことを繰り返すのであれば、これは何と云うのか、町民の信頼を得ることができないのだと思うのです。

それで、お願いなのですが、まず厚岸町はこういう条例をつくって、特にこの12条、13条のようなことまでやりますよということで、非常にわかりやすい町の姿勢を早急に町民に対してPRしてほしいのです。それと各自治会だとかそういうところの協力を得て行っていくのだということを、言葉だけではなくて、実際の施策として進めていただきたい、そのように思いますがいかがでしょうか。

●議長(堀議員) 総合政策課長。

●総合政策課長(三浦課長) 答えいたします。

まず、過去に、これ平成27年度に自治会の協力をいただきまして調査等させていただきました。そのものをどうなったのだと言われますと、今回の、正直言いまして、今回のこの調査の参考とちょっとしていただいたというところがありますが、そのときにはそれが活用されていなかったというのは、本当に大変申し訳ございませんというところがあります。

それと、やはりこの空家と、まずは今回のこの空家等に関するということは今調査をして、私たちしておりますが、やはりその調査だけでは私たちもわからない部分あります。実際には空家になっているかどうかと。まして今回だけに限らず、次年度以降、その後、どうなっていくのだというところも出てきます。

そういった中では、今回、もう一つあるのが、第5条に町民等による情報提供ということであります。そこをやはり町だけでは、この空家がどういうところにどういうものがあるかというのはわかりません。そういった中では、やはり町民の皆さんの協力をいただければ、この空家等に関するということは管理・運営というのはしていけません。

そういった中では、まずは町民の方にも空家、そして特定空家というのはどういうものか、ここから始まると思っております。そういった中では、そちらを協力いただくには、やはりこれは自治会、そして町民の皆さんにもやはり協力をいただかないと、この空家は管理はしていけません。そういった中では、今議員おっしゃるように、広報だけに限らず、できれば自治会に私たちが出向いて、まずは空家、特定空家というのはどういうものかと、そして町としてこういうことをやっていくのだということを公表していきたいと思っております。

●議長(堀議員) 他に質疑ございますか。

1番、竹田議員。

●竹田議員 建物の中に入るということの想定もあると思うのです。建物の中に入る場合

に、例えば鍵がかかっている、屋根が一部穴が空いている、そこの入るといふことの危険性がある場合、これは誰が危険性ある、どこから入るのか、入れない場合は、ある一部何かを壊したり、解体したりして入らなければならない場合もある。また、何十年も空家になった場合に、入ったときに、特別なことはないのかもしれないけれども、例えば9条の5項のところを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならないというふうにあるけれども、もし建物の中に自殺者がいたり、または死体があったりという場合も想定しなければならないことが起きてくる。そういった場合、初めて入るときに、警察の協力も必要になってくると思います。ですから、委員会の構成のときに十分それらを検討していただきたいと思います。

●議長(堀議員) 総合政策課長。

●総合政策課長(三浦課長) お答えいたします。

まず、第7条で立入調査ということでありまして。そういった中では、まず立入調査をするということは、特定空家というのがまず前提で入ります。あくまでも、外から見て空家というだけでそういうところに立ち入れるわけではありません。あくまでも特定空家というところで調査をできるということになりますので、そういった中ではその状況に応じまして、議員おっしゃるような、そういうような場合もございます。そこはそういうことだけに限らず、例えばもしかしたら動物だとか、人以外にも変な話、動物だとかいろいろなそういう、高価な物だとか、そういう物ももしかしたら財産としてそこにあるかもしれません。そういった中では、こういう協議会の中でもご意見いただき、またどういった対応ができるかということをやはり話していかなければならないと考えております。

●議長(堀議員) 他に。

10番、大野議員。

●大野議員 私も同じようなことを聞きたかったのですけれども、どんな状況であっても、本当にここを調査したいといたら壊しても入れるものかどうかって。それと12条、13条で規定されていますけれども、特定空家で緊急措置を講じますよね。トタン飛ばないように押さえたり、その費用を所有者に課するのですけれども、私はほとんど払ってもらえないのではないかなと危惧するのですけれども、そういった場合、全部町の持ち出しになって、最終的には不納欠損で処理しなければならないのではないかと危惧するのですけれども。多分そういったことを考えなければならない事態だと思うのですけれども、その辺どうお考えなのでしょうか。

●議長(堀議員) 総合政策課長。

●総合政策課長(三浦課長) お答えいたします。

まず、この緊急安全措置とこの12条、13条であります。この緊急安全措置、あくま

でも空家を、特定空家になった場合、どうしていくかとなりますと順番がまずありまして、助言・指導、勧告、命令。それでも従わないと代執行というのがあります。ただ、その順番を本来であれば、その物がやはり個人の財産であります。そういった中では、この特措法の特徴としては、あくまでも個人の財産を尊重しつつ、段階的に踏んで、慎重に対応するというのがこの法律の趣旨でもあります。

そういった中では、この安全措置というのが、やはりその順番ができない、すぐ台風か何かで屋根が飛びそうだとした場合には、これは隣の、近隣に影響を及ぼすというふうになった場合、簡易的な措置を取らなければならないのであります。そういった中では、本来所有者がいれば、その所有者を同意に基づいて安全措置も講じます。そして終わった後、その所有者に対して費用をかかった分、督促するというか、言うということになります。

ただ、問題はやはり所有者がいないという場合があります。そういった中では、所有者がこれ後に、まずは町で緊急安全措置を行った後、所有者が出てくるとわかれば、その所有者に請求はできますが、仮にその所有者がいないとなりますと不履行になってしまうということはあるというところでございます。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 皆さんが聞いてくれるかと思っていたのですけれども。とりあえず、過去にこの議会でも問題出ていまして、いわゆる若竹の建物なんかはトタンが飛んだとか、そういう危険性を話して、議論になったこともありますよね。ああいう法人で所有者が明確というか、登記上は残っているけれども、税金も請求になっていないわけですよね。積み重なっている。ああいった場合はどういうふうになるのですか。この1番対象になりやすいというか、この法律に最も近い対象になる物件かなと思うのです。これは素人的に私どう見ても、どういうふうに措置していくかというか、この法律を今まで議論してきた建物に当てはめるとすればどういうことになりますか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

若竹のあの建物でございます。この議会においても、いろいろと議論されているところであります。そういった中では、この基準に照り合わせますと、間違いなく特定空家ということでもあります。そういった中では、影響を及ぼすとなりますと、それなりの措置を講じなければなりません。そういった中では、まずはあくまでも特定空家、すぐあそこをどうにかできるわけではありません。そういった中では、あくまでも所有者をまず調べていかなければならないところでもあります。そういった中では、その所有者、そしていろいろ登記簿等見ながら、ああいう大きな物件、普通の家ではありますけれども、やはり協議会または私たちも、町のほうでも顧問弁護士おります。そういった中では、いろいろなお話しを、相談をさせていきながら、そういう建物をどうしていくかと

ということで、簡単にここであれをどうする、こうするということはちょっと申し上げられませんが、やはりそういった中では、私どももあそこの建物ということは思っております。そういった中では、協議会、そしてこの厚岸町の顧問弁護士に相談をしながら、あの建物をどうしていくかというものを協議させていただきたいと思っております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

2番、石澤議員。

●石澤議員 この協議会のことで質問したいのですけれども、空家の所有者がわかっている場合、またここに住んでいない人が所有者であった場合に、空家を撤去したいというときの支援とかというのもこの協議会の中で話し合われるのでしょうか。

●議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

支援の関係であります。もう一つが、この厚岸町でこの空家をどうしていくかという部分のもう一つは、やはり特定空家だけに限らず、空家を特定空家にさせないために、やはり個人の財産を適正に管理していただくということがまず一つあります。個人の財産ですから。そういった中では、これはそれぞれ各市町村でもいろいろやっておりますが、やはり除去に向けての助成ということもしているところもあります。金額は別としても。そういった中では、私たちもまず空家の計画をつくるときには、そういった部分の助成も考えながら、この協議会に諮って、それが協議会の中でもいいのか、適正なのかどうか、そしてやはり金額等も妥当かどうかというのも協議会の中でもご意見いただきながら計画のほうを作成して進めていきたいと考えております。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（なし）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

令和2年度各会計補正予算審査特別委員会開催のため、本会議を休憩します。

午前11時05分休憩

- 議長（堀議員） 本会議を再開します。

日程第 4、議案第80号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算、議案第81号 令和 2 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算、議案第82号 令和 2 年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算、議案第83号 令和 2 年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算、議案第84号 令和 2 年度厚岸町介護保険特別会計補正予算、議案第85号 令和 2 年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算、議案第86号 令和 2 年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算、議案第87号 令和 2 年度厚岸町水道事業会計補正予算、議案第88号 令和 2 年度厚岸町病院事業会計補正予算、以上 9 件を再び一括議題といたします。

本 9 件の審査については、令和 2 年度各会計補正予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査を求めていたところ、今般、審査結果が委員長からなされております。

委員長の報告を求めます。

3 番、室崎委員長。

- 室崎委員長 ご報告申し上げます。

令和 2 年度各会計補正予算審査特別委員会に付託されました議案第80号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算ほか 8 件の審査に審査については、本日、本委員会を開催し、慎重に審査の結果、いずれも可決すべきものと決しましたので、ここにご報告申し上げます。

以上です。

- 議長（堀議員） はじめに、議案第80号 令和 2 年度厚岸町一般会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次、議案第81号 令和 2 年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第82号 令和2年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第83号 令和2年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第84号 令和2年度厚岸町介護保険特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第85号 令和2年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第86号 令和2年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第87号 令和2年度厚岸町水道事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 次に、議案第88号 令和2年度厚岸町病院事業会計補正予算についてお諮りいたします。

委員長の報告は原案可決であります。

委員長に対する質疑、討論を省略し、委員長の報告どおり決するにご意義ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

- 議長（堀議員） 日程第5、議案第105号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました、議案第105号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをお開き願います。

議案第105号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

旧真竜保育所は、昭和47年度に建設され、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波の浸水予測区域内にあるため、令和2年7月にしんりゅう保育所に移転したところであります。

建物は、倒壊する可能性があり、他事業への転用の見込みもないため、跡地について他事業での活用も視野に入れ、解体するものでございます。

今回の契約の内容であります。1として、工事名、旧真竜保育所解体工事。

2として、工事場所、厚岸町港町2丁目2番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による、指名競争入札で、町外を含めた7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金5,544万円であります。

5として、請負業者は、厚岸郡厚岸町港町3丁目109番地、道東建設工業株式会社。

2ページをお開き願います。

参考につきましては、記載のとおりでございます。

図面につきましては、別添説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、別途お手元に参考といたしまして、9月3日に執行しました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

1番、竹田議員。

- 竹田議員 解体後の土地の利用についてと、それから財産の売り払いの関係の予定を、今現在の時点でどうなるのかお聞きしたいと思います。

- 議長（堀議員） 総合政策課長。

●総合政策課長（三浦課長） お答えいたします。

こちらのほうの旧真竜保育所の解体した跡地でございますが、今のところの利用というのは、現在は決まっておられません。ただ、あそこの周辺に行きますと、建物に生活改善センターあります。それと商業施設あります。それと港町の第一公園あります。そういった中では、そういうような活用に使っていただけるような、今壊しますと空き地になりますので、そちらを駐車場代わりに使っていただくというのが今考えているところでございます。

それと、この跡地を売買ということでございますが、今のところはそちらのほうはちょっと検討は、実際のところはしておりません。まずはそういうような駐車場で使っていただければと思っているところでございます。

●議長（堀議員） 他に質疑。

4番、音喜多議員。

●音喜多議員 解体工事の中で、お棺に入るのですが、玄関前にオンコの木が1本植えてあると思うのです。それは、あれ建物を建てたときに、ある方が寄贈したというか、それをずっと見てきているわけでありましてけれども、そのオンコの木を確認していますか。それを、その切ってしまうって、平地にする予定でいらっしゃるのですか。どうか、その辺をちょっとお伺いしたい。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

オンコの木については承知しております。それで、この工事においても、その木も切る予定ではおりました。

●議長（堀議員） 4番、音喜多議員。

●音喜多議員 平地にするのですから、切って、根こそぎ平らにしてしまうのだらうと思うけれども。あの保育所を建てたときに、何もなかった時点というか、当然だと思うのですが、役員の方が寄贈して、我々に、あれは私の子どもたちも保育所にお世話になっていたものですから、父母の力を借りて、あそこに運んできて植えたという思いがあるものですから、それをチェーンソーで切ればそれまでの話ですが、そういう対応ができないのか。あるいは子野日公園辺りに持って行ってとか。でも、子野日公園だって、今鹿の状態、オンコは格好の食材になってしまうし、どうしたらいいものかと思うものもありますが、そういう思いの保育所の玄関前には、過去に、もう60年も、70年も、そんなにならないか、50年くらい経ちますか。そういう思いのある、私としてはあるし、まだ経験のある方は生きていらっしゃるから、思いのある人も何人かいますけれども。できることならば、そういう50年なり当たりを子どもたちの姿を見てきたオンコの木を子野日辺りに移すことはできないのか。その辺、ご検討いただければと思うのです。

が。

●議長（堀議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） お答えさせていただきます。

今回、しんりゅう保育所統合して移転するという流れの中で、いろいろな保健福祉課で保管しております旧真竜保育所の沿革なるべく書類をもありまして、確認をしてきたつもりでしたが、その木の植えてきた存在については存じ上げなかったのが、把握できていなかったのは正直なところでございます。

今後、その木の調整につきましては、検討させていただきたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

●議長（堀議員） 他に質疑ございますか。

（な し）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第6、議案第106号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（亀井課長） ただいま上程いただきました、議案第106号 工事請負契約の締結について、提案内容をご説明申し上げます。

議案書5ページをお開き願います。

議案第106号「工事請負契約の締結について」でございます。

次のとおり工事請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

旧宮園保育所は、昭和55年度に建設され、経年により老朽化が進み、耐震性にも適合せず、津波の浸水予測区域内にあるため、令和2年7月にしんりゅう保育所に移転したところであります。

建物は、倒壊する可能性があり、他事業への転用の見込みもないため、跡地について

他事業での活用も視野に入れ、解体するものでございます。

今回、契約の内容でございますが、1として、工事名、旧宮園保育所解体工事。

2として、工事場所、厚岸町宮園3丁目2番。

3として、契約の方法、地方自治法施行令第167条第3号による、指名競争入札で、町外を含め7社の参加によるものです。

4として、請負金額、金7,315万円であります。

5として、請負業者は、厚岸郡厚岸町真栄2丁目256番地、株式会社宮原組。

6ページをお開き願います。

参考につきましては、記載のとおりでございます。図面につきましては、別添説明資料のとおりでございますので、ご参照願います。

なお、別途お手元に参考といたしまして、9月3日に執行しました「指名競争入札結果」を配付させていただいておりますので、ご参照願います。

以上、簡単な説明ではございますが、ご審議の上、ご承認賜りますよう、お願い申し上げます。

●議長（堀議員） これより質疑を行います。

（なし）

●議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

●議長（堀議員） 日程第7、意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

●議事係長（佐藤係長） 意見書案第2号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和2年9月9日。

提出者 厚岸町議会議員 竹田敏夫。

賛成者 厚岸町議会議員 大野利春。

同 室 崎 正 之。

同 佐 藤 淳 一。

林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書。

北海道の森林は全国の森林面積の約4分の1を占め、国土保全、地球温暖化防止、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、「植えて育てて、伐って使って、また植える」といった森林資源の循環利用を進める必要がある。

森林の整備を進め、木材を積極的に利用していくことは、山村地域を中心とする雇用・所得の拡大による地方創生にも大きく貢献するものであり、厚岸町をはじめ、道内各地域では、森林の公益的機能の維持増進と森林資源の循環利用の実現に向け、森林整備事業及び治山事業や林業成長産業化総合対策事業等を活用し、植林・間伐や路網の整備、山地災害の防止、木造公共施設の整備、林業事業体の育成など、さまざまな取り組みが進められてきたところである。

今後、人工林資源が本格的な利用期を迎える中、既存の制度や森林環境譲与税を活用した地域の特性に応じた森林整備の着実な推進や、森林資源の循環利用による林業・木材産業の成長産業化の実現に向けて施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 森林の多面的機能を持続的に発揮し、林業・木材産業の振興と山村における雇用の安定化を図るため、森林整備事業及び治山事業の財源を十分かつ安定的に確保すること。

2 間伐、植林、種苗生産等を着実に進めるため、「森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法」を延長し、同法に基づく森林整備事業の都道府県・市町村負担分の起債を可能とする地方債の特例措置を継続すること。

3 森林資源の循環利用を通じて林業・木材産業の成長産業化を実現するため、地域の実情を十分に踏まえ、森林整備から木材の加工・流通・利用までの一体的な取り組みや森林づくりを担う林業事業体や人材の育成に必要な支援措置を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長 堀守。

参考 送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

●竹田議員 意見書案第2号について、少々述べさせていただきたいと思っております。

意見書については、中身の意とするところは意見書のとおりであります。今回、こ

の意見書を出すに当たって、厚岸町で有名なパイロットフォレストとを自分自身で見えてまいりました。昭和36年以降の事業で、設計、そして測量等で事業費の40億円、当時11万人の人間の手で作り上げてきた、この広大な日本で初めての事業でもあった、このパイロットフォレストとをまの近くにあり、目の当たりにして見てきたところであります。この林業に対しての成長産業を続けなければならない理由に、当時のむきはだになっていた土壌を改良する土砂流出の防止や水質の保全やCO₂の削減、そして厚岸湖にそそぐカキの養殖地、さまざまな貢献がなされていることを改めて知ることができました。

厚岸町の大切な財産に感激を覚え、植える、育てる、伐る、そして使う、このことが日本経済の強化、また厚岸町の経済の強化につながるということを改めて知ることができました。

議員各位の皆様方には、この意見書の意をくみ取り、絶大なるご理解の上、ご賛同いただきますよう、切にお願い申し上げます。

以上です。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（なし）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

なお、本案は末尾記載の送付先に、直ちに送付いたします。

- 議長（堀議員） 日程第8、意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書を議題といたします。

職員の朗読を行います。

- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第3号 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

上記議案を次のとおり提出する。

令和2年9月9日。

提出者 厚岸町議会議員 竹田敏夫。

賛成者 厚岸町議会議員 大野利春。

同室 崎正之。

同佐 藤淳一。

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書。

新型コロナウイルス感染症の拡大は、甚大な経済的・社会的影響をもたらしており、国民生活への不安が続いている中で、地方税・地方交付税等の一般財源の激減が避けがなくなっている。

地方自治体は、福祉・医療、教育・子育て、防災・減災、地方創生、地域経済活性化、雇用対策など喫緊の財政需要への対応をはじめ、長期化する感染症対策にも迫られ、今後の地方財政は、かつてない厳しい状況になることが予想される。

よって、国においては、令和3年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

記。

1 地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額を確保・充実すること。その際、臨時財政対策債が累積することのないよう、発行額の縮減に努めるとともに、償還財源を確保すること。

2 地方交付税については、引き続き財源保障機能と財源調整機能が適切に発揮できるよう、総額を確保すること。

3 令和2年度の地方税収が大幅に減少することが予想されることから、万全の減収補填措置を講じるとともに、減収補填債の対象となる税目についても、地方消費税を含め弾力的に対応すること。

4 税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めるとともに、国税・地方税の政策税制については、積極的な整理合理化を図り、新設・拡充・継続に当たっては、有効性・緊急性等を厳格に判断すること。

5 特に、固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、家屋・償却資産を含め、断じて行わないこと。また、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議員 堀守。

参考 送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣、まち・ひと・しごと創生担当大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1番、竹田議員。

- 竹田議員 意見書案第3号について、述べさせていただきます。
意見書案のとおりではありますが、これ以上言うこともありません。
議員各位のご理解、ご賛同をいただきますよう、心よりお願い申し上げます。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に、直ちに送付いたします。
- 議長（堀議員） 日程第9、意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書を議題といたします。
職員の朗読を行います。
- 議事係長（佐藤係長） 意見書案第4号 国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。
上記議案を次のとおり提出する。
令和2年9月9日。
提出者 厚岸町議会議員 竹田敏夫。
賛成者 厚岸町議会議員 大野利春。
同 室崎正之。
同 佐藤淳一。

国土強靱化に資する道路の整備等に関する意見書。

北海道は、豊かで美しい自然環境や広大な大地と海に育まれた豊富で新鮮な食など、多様な魅力を有しており、国内外より訪れる観光客の増加が続いていたが、今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、本道の経済は食産業や観光業、農林水産業など幅広い分野において、大きな打撃を受けている。

今後は、感染抑制のための取組を継続しながら、経済活動との両立を図ることや復興

に向けた取組を加速することが必要であり、そのためには、北海道の強みである「食」や「観光」に関連する地域（生産空間）が持つ潜在力が最大限発揮されるよう、生産性の向上に資する高規格幹線道路ネットワークの早期形成や機能向上が必要不可欠である。

また、本道は近年、豪雨、暴風雪、地震、津波などの自然災害時に発生する交通障害、多発する交通事故、道路施設の老朽化など、様々な課題を抱えている。加えて、本州に比べ積雪寒冷の度合いが特に甚だしく、除排雪等に要する費用も多額となっている。

こうした中、地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと、道路整備・管理に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。

よって、国においては、国土の根幹をなす高規格幹線道路から住民に最も密着した市町村道に至る道路網の計画的・体系的整備の必要性や、新型コロナウイルス収束後の物流・観光をはじめとする経済活動の復興における道路の重要性などを踏まえ、より一層の道路整備の推進や管理の充実・強化が図られるよう、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記。

1 長期安定的に道路整備・管理が進められるよう、新たな財源を創設するとともに、道路関係予算は所要額を満額確保すること。

2 高規格幹線道路については、着手済み区間の早期開通はもとより、未着手区間の早期着手及び暫定2車線区間における4車線化といった機能向上を図ること。

3 令和2年度までの限定的な措置となっている「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を継続し、対象事業の範囲を拡充すること。また、地方が国土強靱化地域計画に基づく事業を着実に推進するため、必要な予算を確保するとともに、緊急自然災害防止対策事業債等の継続を含めた地方財政措置制度の充実を図ること。

4 道路施設の老朽化対策を推進するため、点検・診断・補修などのメンテナンスサイクルを確立し、予防保全を含む戦略的な維持管理・更新事業を行うための技術的支援の充実を図るとともに、対策予算を確保すること。

5 冬期交通における安全性の確保、通学路などの交通安全対策、無電柱化の推進、安全で快適な自転車利用環境の創出、北海道観光の発展に資する交通ネットワークの形成など、地域の暮らしや経済活動の復興を支える道路の整備や管理の充実を図ること。

6 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制の維持・強化を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

令和2年 月 日。

北海道厚岸郡厚岸町議会議長 堀守。

参考 送付先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、国土交通大臣、国土強靱化担当大臣。

●議長（堀議員） 提出者であります竹田議員に提案理由を求めます。

1 番、竹田議員。

- 竹田議員 意見書案第4号の意見書について述べさせていただきます。
意とするところは意見書のとおりであります。
議員各位のご理解の上、ご賛同いただきますよう、お願い申し上げます。
以上です。

- 議長（堀議員） これより質疑を行います。

（な し）

- 議長（堀議員） なければ質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は原案のとおり可決されました。
なお、本案は末尾記載の送付先に、直ちに送付いたします。

- 議長（堀議員） 日程第10、各委員会閉会中の継続調査申出書を議題といたします。
次期定例会までの間、閉会中における継続調査申出書がお手元に配付のとおり、各委員会から提出されております。
お諮りいたします。
本申出書のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（堀議員） 異議なしと認めます。
よって、本申出書のとおり承認することに決しました。

- 議長（堀議員） 以上で、本定例会に付議された議案の審議は全部終了いたしました。
よって、令和2年厚岸町議会第3回定例会を閉会いたします。

午後2時36分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

令和2年9月11日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員